

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 岩手県北上市成田26地割83番地12

氏名 株式会社マルサ 代表取締役 佐藤 直也
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 永井 榮一



許可の年月日 令和 4年 8月 2日

許可の有効年月日 令和11年 8月 1日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。）
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該廃棄物に塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃プラスチック類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（金属くず、陶磁器くず又はがれき類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・鉍さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃石綿等
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

(以下、裏面記載)



- はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・銻さい (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃石綿等
- ・ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ク

(以下、2枚目記載)

ロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 2日 当初許可

平成 7年 9月 8日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に鉱さい（セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (6) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (7) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成10年 8月 2日 更新許可

平成15年 8月 2日 更新許可

平成15年11月27日 変更届出書受理（代表者を佐藤ノリ子から変更したこと。）

平成20年 7月30日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成20年 8月 2日 更新許可

平成22年 3月 1日 変更届出書受理（積替え・保管に係る場所、面積、保管量を変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成24年11月21日 優良認定
平成27年 8月 2日 更新許可(優良認定)
平成28年11月16日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。)を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものを除く。))に限る。)を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)を追加したこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該廃棄物に塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。))に限る。)を追加したこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。))に限る。)を追加したこと。
- (6) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(金属くず、陶磁器くず又はがれき類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物に付着し、又は封入されているもの一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。))に限る。)を追加したこと。

令和 4年 8月 2日 更新許可(優良認定)
以下余白

5. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白





別表（積替え・保管施設の概要）

所在地：岩手県北上市成田26地割83番地8

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)	—	6.00	2.40	2.16	(h-4) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×12 本 (1 段積み)) 使用※)
廃油 (特定有害産業廃棄物)	—	4.20	2.20	1.98	(h-5) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)
廃酸	—	4.20	2.20	2.75	(h-14) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)
廃アルカリ	—	4.20	2.20	2.49	(h-10) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)
廃石綿等	—	4.20	1.92	0.58	(h-22) 屋内保管 鉄箱容器(0.64 ㎥×3 基 (1 段積み)) 使用※)
鉍さい	—	4.20	2.20	4.25	(h-19) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)
ばいじん	—	4.20	2.20	2.77	(h-18) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)
燃え殻	—	4.20	2.20	2.51	(h-15) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)
汚泥	—	4.20	2.20	2.42	(h-8) 屋内保管 ドラム缶(0.2 ㎥×11 本 (2 段積み)) 使用※)

※) 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載の鉄製容器以外の容器を使用する場合あり

以下余白